

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ①

※ 平成28年度いじめ防止対策協議会(第2回) 資料2(体裁を一部変更)

中学1年生男子生徒の自死事案。自死の数ヶ月前から、見下す言葉でのからかい、仲間外れ等のいじめを受けているとの相談が学校にあった。第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	事案発生当時、学校のいじめ防止基本方針、当該地方公共団体のいじめ防止基本方針及び対応マニュアルが策定されていたが、 基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかった。
未然防止・早期発見	・早期発見のための アンケート調査を年6回実施 していた。5月の調査では当該生徒の いじめが疑われる記載があった が、学校では 特に確認を要するものとはとらえなかった 。またその後のアンケート調査を 2回連続当該生徒が提出していない状況 であったが、学校は 特段の対応をしなかった 。
組織的対応	・保護者からの相談を受け、学校では臨時会議を開催し、情報を共有しながら対応していたが、 一部のいじめについては担任止まり となっていた。 ・学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については、 学校全体で情報共有がなされず、管理職による点検・指導が行われなかった 。 ・事案について養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有して対応に当たることをしなかった。 ・ 自死発生前、本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった 。
いじめへの対処	・当該生徒と加害生徒の問題について、 対応方針を事前に双方の保護者と協議せず 、また、一部の加害生徒の保護者に対しては、いじめについて報告をしていなかった。 ・ 学年集会を開催して指導 を行ったが、後日、 当該生徒が加害生徒から「チクった」と言われた 。このことについて学校は保護者から相談を受けたが、 特段の対応を行わなかった 。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	・ 当初、遺族の意向を受けて自死については「転校した」と他の生徒に伝えた (当該生徒の自死についての公表は発生から約1年後であった)。 ・第三者調査委員会はすでに常設機関として設置されていた。事案発生後、学校による基本調査を実施し、事案発生から2か月後に第三者委員会による詳細調査を開始した。 ・遺族に対して、第三者調査委員会による調査結果を報告。

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ②

中学1年生女子生徒の自死事案。クラス及び部活動において、暴力を伴わない悪口、心理的な嫌がらせが日常的に発生していた。第三者調査委員会の調査結果においては、「「いじめ」被害を受けたことが自殺の主要な原因である。」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	・法施行後間もない時期に発生した事案であるため、学校の基本方針は策定されていなかった。 ・学校としての いじめ事案の報告経路・情報共有の方法 を含むいじめへの 対応方針は策定・共有されていたが、方針に基づく対応が徹底されていなかった 。
未然防止・早期発見	・定期的に実施していた アンケート(月1回)の結果 について、当該生徒の 回答に変化が見られたものの、十分な分析の下、対応を行わなかった 。 ・その他保護者からの相談、当該生徒の様子の変化、部活動の欠席など、 学校として個々の事案を把握していたが、学校はいじめと認知して対応していなかった 。
組織的対応	・当時学校が定めたいじめ事案に係る報告経路・情報共有の方法が徹底されておらず、一部のいじめでは担任と学年主任のみで対応をとり、 学校の対策組織には共有されていなかった 。 ・いじめ、クラス内のトラブルが発生し、いじめ対策組織において協議した場合でも、 協議の内容について記録が作成されていなかった 。 ・当該生徒についてスクールカウンセラーの利用実績はなかった。
いじめへの対処	・担任は、被害生徒に声をかけたところ、「大丈夫」と答えたため、様子を見守ることとしたが、その対応方針は、組織的に判断して決定されたものではなかった。 ・ 部活動におけるいじめについて具体的な対応を定めていなかった結果、顧問から学校の対策組織に報告がなされていなかった 。 ・顧問も交えた部活動のミーティングの中で、加害側から被害生徒の性格的な面への指摘があり、被害生徒が自らの性格の改善を約束するという結果になった場面があった。この後も悪口等のいじめが継続していたが、学校は特段の対応を行わなかった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	・学校及び教育委員会による調査結果を遺族に提示(閲覧のみ)。 ・ 第三者調査委員会の設置に関して、スタートの時点で要綱の内容、人選について遺族との協議を円滑に行うことができなかったため、調査の開始が約10ヶ月後 となった。

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ③

中学2年生男子生徒の自死事案。生徒はクラス及び部活動において、嫌がらせ、暴力等を受けており、担任とやりとしていた生活記録ノートには、いじめを受けたことや「死にたい」旨の記載があった。学校による調査結果においては、「本いじめ事案が自殺の一因であった」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応 <small>※学校の調査報告書を基に作成</small>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のいじめ防止基本方針について、背景や内容を教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画に則った取組ができなかった。
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が、生徒が発するSOS(生活記録ノートの記載等)を共有できなかった。 ・いじめ・自殺・生徒指導等に関わる文科省・県教委等からの諸資料は、担当者に回覧されたが、教職員に周知・徹底されず、諸資料を効果的に活用することができていなかった。 ・いじめ防止やいじめに対する指導法、生徒理解を深めていく方法等についての研修が不十分だった。
組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校にいじめの防止のための組織は設置されていたが、各学年の状況やいじめ防止の取組を確認する場としては機能していなかった(学年での対応が主となり、学年間の情報交流が少ない)。 ・情報共有すべき内容が明確でなく、<u>担任が、いじめに係る情報(生活ノートの記載等)を学校のいじめ対策組織で共有しなかった。</u> ・学校として、<u>担任の経験や感覚だけに頼らず、複数の教員の目で生徒を捉え、情報交換を通して生徒の理解を深めることができなかった</u>(明るく、元気に生活している面と「死にたい」、「だめだ」等の言葉をノートに記載する面のギャップをどう理解するか等)。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、<u>生徒間のトラブルをからかい、ちょっかいや喧嘩と捉え、いじめと認知することが出来なかった。</u>また、重大事態に発展する事案が発生するという危機意識に欠けていた。 ・いじめが発生し、<u>周囲もその行為を見ていながら解決に結びつけていくような行動をとることができなかった。</u>「いじめは絶対にしてはならない」などの規範意識を生徒に徹底させる教職員の指導が不十分だった。 ・家庭との連携が不十分だった。欠席した生徒への連絡、大きな問題やけが等があったときの連絡は行ってきたが、気になることがあったら、家庭に連絡を取って情報を共有する手立てが欠けていた。学校行事や面談などの機会を積極的に利用し、情報共有を行う必要があった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施した調査結果を遺族に報告・説明した。<u>調査の際のアンケートについては、個人名を伏せて遺族に提供した。</u> ・現在、第三者調査委員会において調査中。